

居宅介護事業所（尾崎出張所）

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 由愛会
主たる事務所の所在地	〒015-0041 秋田県由利本荘市薬師堂字谷地287番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 小林 直 樹
設立年月日	平成26年11月13日
電話番号・FAX	電話 0184-28-0222 FAX 0184-24-0223

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称 所在地及び電話番号・FAX番号	
鳥寿苑居宅介護事業所	〒015-0501 由利本荘市鳥海町伏見字久保77番地 電話 0184-57-2561 FAX 0184-57-2562
尾崎出張所	〒015-0072 由利本荘市裏尾崎町6番地5 電話 0184-74-8074 FAX 0184-74-8075
サービスの種類	居宅介護
指定年月日・事業所番号	平成28年4月1日 0511000168
管理者の氏名	今野 由美子
通常の事業の実施地域	由利本荘市
サービスの第三者評価	実施無し

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	障害者総合支援法に基づき利用者の有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、意思及び人格を尊重し、安心して日常生活を過ごすことができるように居宅介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、障害者総合支援法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の自立した生活を営むことができるように適切かつ効率的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

居宅介護は、訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯

や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 家事援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、衣類の整理など

※上記以外のサービスについては、別途契約にて自費でのご利用も対応します。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、国民の休日及び年末年始（12月31日から1月3日まで）を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、計画により、サービス提供を利用者の希望に応じて可能な限り対応します。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1名（内常勤でサービス提供責任者兼務）
サービス提供責任者	2名（内常勤で管理者兼務1人）
介護職員	2.5名以上(常勤換算)

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	今野由美子
--------------	-------

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」次のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、基本利用料の1割の金額です。ただし、居宅介護サービスの利用者負担額は上限が定められております。

(1) 居宅介護の利用料

【基本部分】

居宅における身体介護が中心である場合

サービス提供時間	基本単位数	利用料金	基本利用料金（1割）
30分未満	249単位	2,490円	249円
30分以上1時間未満	393単位	3,930円	393円
1時間以上1時間30分未満	571単位	5,710円	571円
1時間30分以上2時間未満	652単位	6,520円	652円
2時間以上2時間30分未満	734単位	7,340円	734円
2時間30分以上3時間未満	815単位	8,150円	815円
3時間以上	896単位に所要時間3時間から計算して30分増すごとに81単位を加算		

家事援助が中心である場合

サービス提供時間	基本単位数	利用料金	基本利用料金（1割）
30分未満	102単位	1,020円	102円
45分未満	148単位	1,480円	148円
45分以上1時間未満	191単位	1,910円	191円
1時間以上1時間15分未満	232単位	2,320円	232円
1時間15分以上1時間30分未満	268単位	2,680円	268円
1時間30分以上	302単位	3,020円	302円
1時間30分から計算して所要時間15分増すごとに34単位加算			

(注)「身体介護」及び「家事援助」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員がサービスを提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。
 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算部分】

加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金（1割）
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
特別地域加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%	
介護職員処遇改善加算	加算Ⅱ	居宅介護利用料の総単位数×22.0%	

(2) キャンセル料

利用予定日直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要

とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(3) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 銀行 支店 普通口座
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 <指定金融機関> 秋田しんせい農業協同組合 鳥海支店 普通 0019452 北都銀行 本荘支店 普通 8122575
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の相談支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0184-57-2561	
	受付担当者 サービス提供責任者兼管理者 今野由美子	
	電話番号 0184-74-8074	
	解決責任者 サービス提供責任者 阿部利加子	

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	由利本荘市福祉支援課	電話番号 0184-24-6314
	秋田県運営適正化委員会	電話番号 018-864-2726

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ①医療行為及び医療補助行為
 - ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の相談支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

14. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指すものとする。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。

15. 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

16. 事業継続計画

事業継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	秋田県由利本荘市薬師堂字谷地 287 番地 2		
	事業者（法人名）	社会福祉法人	由 愛 会	
	代表者職・氏名	理事長	小 林 直 樹	印
	説明者職・氏名	管理者兼サービス提供責任者		
		今 野 由 美 子 印		

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、内容を同意し、同重要事項説明書一部を受領しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所
氏 名
署名代行者（又は法定代理人）
住 所
氏 名
本人との続柄